

930749

10年保存

基発第1224003号

平成20年12月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、的確な行政効果の把握に資するため、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いについて遺憾なきを期されたい。

記

1 「監406」の改正

「監406 賃金不払事件、貯蓄金返還不能事件及び工賃不払事件処理状況報告」の一部を次のように改める。

「監406第1表 記載要領」中「7.」を「8.」とし、「6.」を「7.」とし、「5.」を「6.」とし、「4.」を「5.」とし、「3.」を「4.」とし、「2.」を「3.」とし、「1.」の項中「なお、最低賃金法第5条違反に係る不払事件は含まないこと。」を削り、「1.」を「2.」とし、同項の前に次の一項を加える。

1. 本報告は、申告に係るもののみ計上すること。

2 「勤403」の改正

「勤403 最低賃金適用除外許可人員等調」の一部を次のように改める。

- (1) 「勤403 最低賃金適用除外許可人員等調」中「適用除外」を「減額特例」に改める。
- (2) 「勤403 最低賃金減額特例許可人員等調」を別添のとおりとする。

勤 4 0 3 最低賃金減額特例許可人員等調

(平成 年分)

労働局

根 拠 条 文	名 称		地域別最賃			特定（産業別）最賃			備 考
			申請件数	許可件数	許可人員	申請件数	許可件数	許可人員	
最低賃金法第7条第1号	精神障害者の減額特例許可	精神障害							
		知的障害							
	身体障害者の減額特例許可								
最低賃金法第7条第2号	試の使用期間中の者の減額特例許可								
最低賃金法第7条第3号	職業訓練を受ける者の減額特例許可								
最低賃金法第7条第4号 (則第3条第2項)	軽易な業務に従事する者の減額特例許可								
	断続的労働に従事する者の減額特例許可								
合 計									

別添